

市貝町創業・起業支援事業補助金

町では、地域経済の活性化及び振興を図ること、並びに新規創業者や創業３年未満の個人や法人の定着促進のため、直接事業に供する備品購入に係る経費などの一部を補助します。

◆ 助成内容

対象経費	補助率	限度額
①土地や物件の購入費用	対象経費の ２分の１ 以内	６０万円
②店舗建築、リフォームに係る費用		
③事業運営に必要な備品等の購入費用 ただし、直接その事業に供する物とし、パソコン 等汎用性のあるものは対象外とする。		
④事務所等の借上料（最大２４ヶ月分）		
⑤その他町長が適当と認める経費		

※当該年度に支出するものが補助対象になります。

※借上料については、上限に満たない場合は年度毎の申請が必要になります。

※借上料など対象経費について、親族間の契約等の場合、対象外になる可能性があります。

◆ 補助対象者・要件

町内において、当該年度に創業、創業を計画する個人又は法人もしくは、創業後３年未満の個人又は法人で５年以上継続して事業展開をできると認められる者。（第二創業も含む）

町税等を完納していること。

許認可等が必要な業種については、当該許認可を取得済みもしくは、取得する見込みがあること。

国・県等から重複した内容で補助金の交付を受けてないこと。

◆ 対象業種

原則、農業、林業、漁業、金融業・保険業以外の業種

※フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業、会社法に規定する子会社に該当するものが行う事業、仮設又は臨時の店舗等で恒常的でない店舗での事業などは対象外となります。

※太陽光発電事業所など上記業種以外でも対象外となる場合もありますので、事前にご相談ください。

◎申請の方法等は裏面をご確認ください

◆ 申請方法

「市貝町創業・起業支援事業補助金申請書」（様式第 1 号）に記入の上、次の書類を添えて、町企画振興課商工観光係あてに各年度の 3 月上旬までに申請をお願いします。

- ① 事業計画書（様式第 2 号）※
 - ② 町税等の完納証明書
 - ③ 【法人】登記事項証明書の写し など
 - ④ 【個人事業主】本人確認書類の運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、住民票のいずれかの写し
 - ⑤ 許認可を必要とする業種の場合は、許可証の写し
 - ⑥ 店舗等が賃貸借の場合は、賃貸契約書の写し
 - ⑦ 改築、改修、備品購入等に係る見積書の写し
 - ⑧ 事業計画に関する確認書（様式第 3 号）【商工会と調整が必要です。】
※物件及び経費の内容（別紙 1）、同意書（別紙 2）、創業・起業計画書（別紙 3）を添付ください。
- ◎創業、開業済みの場合は、登記事項証明書、開業届の写し等など開業日の確認できる書類を添付ください。

◆ 注意事項

- ・ 1 事業者につき、申請は 1 回限りとします。
- ・ オークション等での購入物は補助対象外になります。
- ・ 補助金の交付決定後、下記のいずれかに該当する場合は、補助金の返還いただく場合があります。
 - ① 起業した事業を 6 か月以上の休業又は廃業したとき。
 - ② 事業所を町外へ移転するとき。
 - ③ その他町長が事業の運営、経理について、不相当と認めたとき

◆ 基本的な補助金交付までの流れ

- ① 交付申請→② 審査→③ 補助金交付決定→④ 事業着手→⑤ 事業完了→⑥ 実績報告→
⑦ 補助金額交付確定→⑧ 確定申告書や決算書の提出

◆ お問い合わせ

市貝町産業振興課 商工観光係 TEL 0285-68-1118